

○うるま市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱

平成28年3月31日

告示第78号

(趣旨)

第1条 この告示は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入等にかかる費用を助成することにより、対象児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援し、もって福祉の増進を図ることを目的にうるま市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業（以下「事業」という。）を実施することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「補聴器購入費等」とは、別表第1に定める新たに補聴器を購入する経費又は耐用年数の欄の年数が経過した後に補聴器を更新する経費若しくは別表第2に定める修理に要する経費をいう。
- (2) 「保護者」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に定める者をいう。

(対象児)

第3条 事業の助成対象となる者（以下「対象児」という。）は、次の要件の全てに該当する18歳未満の児童とする。

- (1) うるま市内に住所を有すること。
- (2) 両耳又はいずれかの耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと。
- (3) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師のうち、耳鼻咽喉科の指定医師（以下「指定医師」という。）から判断されていること。

2 前項の規定にかかわらず、当該補聴器購入費等について、他の法令の規定による支給が受けられる場合は、事業の助成対象外とする。

(補聴器購入費等の特例)

第4条 災害等本人の責めに帰さない事情により亡失・毀損し、新たに補聴器を購入す

ることが必要と認められる場合は、別表第1に定める耐用年数の経過前であっても、購入する経費に対して助成を受けることができるものとする。

(助成額及び基準額)

第5条 補聴器購入等に係る費用への助成金（以下「助成金」という。）の交付額は、次項及び第3項で定める助成対象となる基準額（以下「基準額」という。）に3分の2を乗じた額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。ただし、軽度・中等度難聴児の属する世帯が生活保護受給世帯及び市町村民税非課税世帯の場合については、基準額に10分の10を乗じた額とする。

2 補聴器の購入費に係る基準額は、別表第1に定める1台当たりの基準価格の100分の106に相当する額又は補聴器の購入、更新に要した費用のいずれか低い額とする。

3 補聴器の修理費に係る基準額は、別表第2に定める基準価格の100分の106に相当する額又は修理に要する費用のいずれか低い額とする。ただし、重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、FM型用ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換、デジタル型ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換及びイヤホン交換に係る基準額は、基準価格の100分の110に相当する額又は修理に要する費用のいずれか低い額とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を申請しようとする対象児の保護者（以下「申請者」という。）は、うるま市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、うるま市福祉事務所長（以下「所長」という。）に申請するものとする。ただし、補聴器の修理に係る助成金を申請する場合は、第1号に規定する意見書の添付は要しない。

(1) 指定医師が作成したうるま市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業意見書（様式第2号）

(2) うるま市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱（平成18年うるま市告示第220号）により登録を受けた補聴器販売事業者（以下「契約事業者」という。）が、意見書の処方に基づき作成した見積書

(3) その他所長が必要と認める書類

(助成金の交付決定等)

第7条 所長は、前条の規定による申請を受理したときは、うるま市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成調査書(様式第3号)を作成するとともに、必要な審査及び調査を行い、助成金を交付することを決定した場合は、うるま市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付決定通知書(様式第4号)により、助成金を交付しないことを決定した場合は、うるま市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付申請却下通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(助成券の交付等)

第8条 所長は、前条の規定により助成金の交付決定を行ったときは、申請者に対し、うるま市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成券(様式第6号。以下「助成券」という。)及び代理受領に係る補聴器購入費等支払請求書兼委任状(様式第7号。以下「委任状」という。)を交付するものとする。

(助成金交付に係る調査)

第9条 所長は、事業の適正な運営を図るため、助成金の交付に関して必要と認めるときには申請者又は契約事業者に対し、必要な調査を行うことができる。

(助成金の支払方法)

第10条 助成金の支払方法は、原則として代理受領方式によるものとする。

2 代理受領は、申請者が契約事業者に委任して行うものとする。

3 申請者は、契約事業者にあらかじめ助成券を引き渡すとともに、補聴器購入費等から助成額を控除した額を支払うものとする。

4 契約事業者は、請求書に助成券及び委任状を添えて、所長に助成金を請求するものとする。

5 所長は、前項による請求があったときは、内容を審査の上、第5条に規定する助成額を支払うものとする。

(助成金の交付取消し及び返還)

第11条 所長は、次の各号に該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、既に交付している助成金がある場合は、これの返還を命ずることができる。

(1) 対象児又は申請者が、虚偽又は不正な行為により助成金の交付を受けたとき。

(2) 対象児又は申請者が、助成金の交付を受けて購入した補聴器を事業の目的に

反して使用し、譲渡し、貸与し、又は担保に供したとき。

(3) その他所長が不適切と認めるとき。

(台帳の整備)

第12条 所長は事業の実施に当たり、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成台帳(様式第8号)を整備しておくものとする。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年8月9日告示第156号)

この告示は、平成28年8月9日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年8月25日告示第192号)

この告示は、平成29年8月25日から施行し、この告示による改正後のうるま市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則(令和2年8月21日告示第206号)

この告示は、令和2年9月1日から施行し、改正後の別表第2の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則(令和4年3月28日告示第78号)

この告示は、令和4年3月28日から施行し、改正後のうるま市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱の規定は、令和4年3月2日から適用する。

附 則(令和6年2月26日告示第39号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のうるま市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請するものについて適用し、同日前に申請するものについては、なお従前の例による。

附 則(令和7年3月31日告示第95号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のうるま市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請するものについて適用し、同日前に申請するものについては、なお従前の例による。

別表第1 (第2条関係)

購入及び更新基準

番号	補聴器の種類	1台当たりの基準価格(円)	基準価格に含まれるもの	耐用年数
(1)	軽度・中等度難聴用ポケット型	53,500	① 補聴器本体(電池を含む。) ② イヤモールド (注) イヤモールドを必要としない場合は、基準価格から9,500円を除く。	原則として5年
(2)	軽度・中等度難聴用耳かけ型	55,900		
(3)	高度難聴用ポケット型	53,500		
(4)	高度難聴用耳かけ型	55,900		
(5)	重度難聴用ポケット型	68,500		
(6)	重度難聴用耳かけ型	80,700		
(7)	耳あな型(レディメイド)	101,500		
(8)	耳あな型(オーダーメイド)	144,900	補聴器本体(電池を含む。)	
(9)	骨導式ポケット型	74,100	① 補聴器本体(電池を含む。) ② 骨導レシーバー ③ ヘッドバンド	
(10)	骨導式眼鏡型	134,500	① 補聴器本体(電池を含む。) ② 平面レンズ	

			(注) 平面レンズを必要としない場合は、基準価格から1枚につき3,800円を除く。
(11)	補聴補助システム	所長が必要と認める額	受信機、オーディオチュー、ワイヤレスマイクを必要とする場合は、別表第2修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 ※ワイヤレスマイクは1台のみ。
(12)	所長が必要と認める特例補装具	所長が必要と認める額	所長が必要と認めるもの

備考

- 1 補聴補助システムの電波方式は限定しない（FM型・デジタル型とも補助対象とする。）。
- 2 特例補装具に係る助成を行う場合は、特例補装具の必要性及び当該補装具の購入又は修理に要する費用の額等について、沖縄県身体障害者更生相談所の助言に基づき支給決定を行うものとする。

別表第2（第2条関係）

修理基準

番号	修理部位	基準価格（円）	備考
(1)	耳あな型シェル交換（レディメイド）	6,650	
(2)	耳あな型シェル交換（オーダーメイド）	27,900	
(3)	耳あな型スイッチ交換	3,300	
(4)	耳あな型テレホンコイル交換（レディメイド）	8,850	
(5)	耳あな型テレホンコイル交換（オーダーメ	13,400	

	イド)		
(6)	耳あな型極板交換	1, 1 0 0	
(7)	耳あな型ボリューム交換 (レディメイド)	8, 8 5 0	
(8)	耳あな型ボリューム交換 (オーダーメイド)	1 2, 2 0 0	
(9)	耳あな型マイクロホン交換 (レディメイド)	1 4, 2 0 0	
(1 0)	耳あな型マイクロホン交換 (オーダーメイド)	1 6, 8 0 0	
(1 1)	耳あな型レシーバー交換 (レディメイド)	1 5, 0 0 0	
(1 2)	耳あな型レシーバー交換 (オーダーメイド)	2 1, 1 0 0	
(1 3)	耳あな型抵抗交換 (レディメイド)	2, 2 0 0	
(1 4)	耳あな型抵抗交換 (オーダーメイド)	9, 4 0 0	
(1 5)	耳あな型コンデンサ交換 (レディメイド)	2, 2 0 0	
(1 6)	耳あな型コンデンサ交換 (オーダーメイド)	9, 4 0 0	
(1 7)	耳あな型電池ホルダー交換 (レディメイド)	1, 1 0 0	
(1 8)	耳あな型電池ホルダー交換 (オーダーメイド)	1, 6 0 0	
(1 9)	耳あな型トリマー交換 (レディメイド)	6, 6 5 0	
(2 0)	耳あな型トリマー交換 (オーダーメイド)	1 0, 0 0 0	
(2 1)	耳あな型サスペンション交換	9 4 0	
(2 2)	耳あな型アンプ組立交換 (レディメイド)	3 3, 5 0 0	
(2 3)	耳あな型アンプ組立交換 (オーダーメイド)	4 4, 6 0 0	
(2 4)	耳かけ型ケース組立交換	3, 9 5 0	
(2 5)	耳かけ型スイッチ交換	4, 7 5 0	

(26)	耳かけ型テレホンコイル交換	2, 650	
(27)	耳かけ型極板交換	1, 550	
(28)	耳かけ型ボリューム交換	6, 800	
(29)	耳かけ型マイクロホン交換	12, 400	
(30)	耳かけ型レシーバー交換	12, 800	
(31)	耳かけ型トリマー交換	2, 000	
(32)	耳かけ型フック交換	650	
(33)	耳かけ型電池ホルダー交換	1, 050	
(34)	耳かけ型耳栓組立交換	630	
(35)	耳かけ型サスペンション交換	670	
(36)	耳かけ型アンプ組立交換	31, 600	
(37)	重度難聴用ポケット型スイッチ交換	3, 300	
(38)	重度難聴用ポケット型テレホンコイル交換	1, 400	
(39)	重度難聴用ポケット型マイクロホン交換	8, 750	
(40)	重度難聴用イヤホン交換	5, 800	
(41)	重度難聴用耳かけ型レシーバー交換	15, 800	
(42)	重度難聴用コード交換	1, 900	
(43)	重度難聴用耳かけ型アンプ組立交換	42, 700	
(44)	眼鏡型ケース組立交換	9, 900	
(45)	眼鏡型スイッチ交換	3, 650	
(46)	眼鏡型テレホンコイル交換	3, 450	
(47)	眼鏡型極板交換	1, 450	
(48)	眼鏡型ボリューム交換	4, 800	
(49)	眼鏡型マイクロホン交換	14, 700	
(50)	眼鏡型骨導子交換	17, 300	
(51)	眼鏡型アンプ組立交換	24, 400	
(52)	眼鏡型アンプ組立交換（送信用）	37, 200	
(53)	眼鏡型アンプ組立交換（受信用）	57, 800	

(54)	眼鏡型ブランク（空つる）交換	4, 600	
(55)	眼鏡型テンプル（補助つる）交換	3, 250	
(56)	眼鏡型フロント（前枠）交換	10, 000	
(57)	眼鏡型平面レンズ交換	3, 800	
(58)	ポケット型ケース組立交換	5, 700	
(59)	ポケット型クリップ交換	1, 250	
(60)	ポケット型スイッチ交換	3, 700	
(61)	ポケット型テレホンコイル交換	1, 400	
(62)	ポケット型極板交換	1, 400	
(63)	ポケット型ボリューム交換	4, 800	
(64)	ポケット型マイクロホン交換	5, 700	
(65)	骨導式ポケット型レシーバー交換	11, 100	
(66)	骨導式ポケット型ヘッドバンド交換	3, 300	
(67)	ダンパー入り耳かけ型フック交換	1, 000	
(68)	FM型受信機交換	80, 000	
(69)	FM型操作用基板交換	6, 000	旧周波数帯用のもの
(70)	FM型用ワイヤレスマイク交換（充電電池を含む）	98, 000	
(71)	FM型トリマー基板交換	6, 000	旧周波数帯用のもの
(72)	FM型アンプ組立交換（受信用）	48, 000	旧周波数帯用のもの
(73)	FM型受信回路組立交換	46, 000	
(74)	FM型アンテナ交換	5, 000	旧周波数帯用のもの
(75)	FM型水晶振動子交換	6, 000	旧周波数帯用のもの
(76)	FM型用ワイヤレスマイク発振回路組立交換	27, 000	旧周波数帯用のもの

	換		の
(77)	FM型用ワイヤレスマイクID基板組立交換	14,000	旧周波数帯用のもの
(78)	FM型受信機ケース（端子）交換	5,000	
(79)	FM型受信機スイッチ交換	4,000	
(80)	FM型用ワイヤレスマイクアンテナ交換	10,000	
(81)	FM型用ワイヤレスマイク基板交換	64,000	
(82)	FM型用ワイヤレスマイクケース交換	8,000	
(83)	FM型用ワイヤレスマイク充電電池交換	5,000	
(84)	FM型用ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換	3,500	
(85)	FM型用ワイヤレスマイク外部入力コード交換	2,000	
(86)	デジタル型受信機交換	97,300	
(87)	デジタル型受信機基板交換	29,200	
(88)	デジタル型受信機部品（ケース、充電電池、アンテナ、スイッチ、コネクタ）交換	5,250	
(89)	デジタル型用ワイヤレスマイク交換	135,400	
(90)	デジタル型用ワイヤレスマイク基板交換	40,600	
(91)	デジタル型用ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換	3,700	
(92)	デジタル型用ワイヤレスマイクマイクロホン交換	12,600	
(93)	デジタル型用ワイヤレスマイクディスプレイ交換	12,600	
(94)	デジタル型用ワイヤレスマイク部品（ケース、充電電池、アンテナ、スイッチ、コネクタ）交換	5,250	
(95)	イヤモールド交換	9,500	

(9 6)	コンセント交換	8 7 0	
(9 7)	IC回路交換	4, 8 0 0	
(9 8)	イヤホン交換	3, 3 5 0	
(9 9)	コード交換	7 1 0	
(1 0 0)	トランジスター又はダイオード交換	2, 1 5 0	
(1 0 1)	抵抗交換	2, 1 5 0	
(1 0 2)	コンデンサ交換	2, 1 5 0	
(1 0 3)	トランス交換	2, 0 0 0	
(1 0 4)	オーディオチュー交換	5, 2 5 0	

様式第1号(第6条関係)

うるま市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付申請書(購入・修理)

申請日					年	月	日
うるま市福祉事務所長 様							
(申請者)							
住 所							
氏 名							
続 柄 ()							
電 話							
下記のとおり軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付の申請をします。							
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付の決定のため、私の世帯の住民登録資料、 税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。							
対象児	住 所						
	フリガナ						
	氏 名						
	生年月日	年	月	日	性別	男・女	
購入、修理する 補聴器の種類	☐ 軽度・中等度難聴用ポケット型 ☐ 軽度・中等度難聴用耳かけ型 ☐ 高度難聴用ポケット型 ☐ 高度難聴用耳かけ型 ☐ 重度難聴用ポケット型 ☐ 重度難聴用耳かけ型				☐ 耳あな型(レディメイド) ☐ 耳あな型(オーダーメイド) ☐ 骨導式ポケット型 ☐ 骨導式眼鏡型 ☐ 特例補装具 ()		
	装用耳	右耳・左耳・両耳		イヤモールド	要・否		
備 考							

(添付書類)

- うるま市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業意見書(様式第2号)
(身体障害者福祉法15条指定医が作成したもの)
- 意見書の処方に基づき、補聴器販売業者が作成した見積書

様式第2号(第6条関係)

うるま市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業意見書

フリガナ			性別	男・女	生年月日	年 月 日(歳)
氏 名						
住 所						
難聴の種類	伝音性難聴 ・ 感音性難聴 ・ 混合性難聴					
聴 力	右 (db)		左 (db)			
診 察 所 見	現在までの経過とその状況をご記入下さい。 (両耳装用が必要となる場合には、必要な理由、装用効果等もご記入下さい。)					
	今回の検査結果は 聴覚障害 ()級相当 ・ 非該当					
補 聴 器 処 方	装用耳	右耳 ・ 左耳 ・ 両耳			イヤモールド	要 ・ 否
	種類	☐ 軽度・中等度難聴用ポケット型 ☐ 軽度・中等度難聴用耳かけ型 ☐ 高度難聴用ポケット型 ☐ 高度難聴用耳かけ型 ☐ 重度難聴用ポケット型 ☐ 重度難聴用耳かけ型			☐ 耳あな型(レディメイド) ☐ 耳あな型(オーダーメイド) ☐ 骨導式ポケット型 ☐ 骨導式眼鏡型 ☐ 特例補装具 ()	
	適応理由等	(処方の詳細、処方理由等)				
上記のとおり意見、処方する。 年 月 日 所 在 地 医療機関名 印 医 師 名 印						

様式第3号(第7条関係)

うるま市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成調査書

申請年月日				申請者氏名					
対象者	住 所								
	フリガナ								
	氏 名								
	生年月日								
世帯員の状況	氏 名	年齢	対象者との続柄	課税状況				備 考	
				課税区分	住民税均等割	住民税所得割	住民税旧所得割		
	非課税世帯	氏 名	所 得	障害年金等		手 当		合 計	
	世帯区分		1. 生活保護 2. 低所得1 3. 低所得 4. 一般 5. 一定所得以上						
基 準 額		見 積 額		利用者負担額		公費負担額			
円		円		円		円			
用 具 名		基 準 額		見 積 額		利用者負担額		公費負担額	
		円		円		円		円	
合 計		円		円		円		円	
上記のとおり確認しました。 年 月 日 調 査 者									

様式第4号(第7条関係)

第 号
年 月 日

うるま市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付決定通知書

様

うるま市福祉事務所長 印

年 月 日付けで申請のありました軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付について、次のとおり決定しましたので、うるま市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱第7条の規定に基づき通知します。

記

- 1 申請者氏名
- 2 対象者氏名
- 3 助成金額 円

様式第5号(第7条関係)

第 号
年 月 日

うるま市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付申請却下通知書

様

うるま市福祉事務所長 印

年 月 日付けで申請のありました軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付について、次のとおり却下しますので、うるま市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱第7条の規定に基づき通知します。

記

- 1 申請者氏名
- 2 対象者氏名
- 3 却下理由

様式第6号(第8条関係)

うるま市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成券

支給番号			支給決定日			
氏 名			生 年 月 日			
住 所						
保護者氏名					続 柄	
補聴器の名称			修理部位			
補装具 業 者	名 称					
	所在地					
	電 話					
基準額		見積額	利用者負担額	公費負担額		
円		円	円	円		
上記のとおり決定する。 年 月 日 うるま市福祉事務所長 印						
受 領	受 領 年月日		受領者 氏 名	印	続 柄	

様式第7号(第8条関係)

代理受領に係る補聴器購入費等支払請求書兼委任状

うるま市福祉事務所長 様

年 月 日付け第 号で支給決定を受けた

(補聴器名) _____ の引き渡し・修理を受け、

次のとおり利用者負担額を支払いましたので、補聴器購入費等の支払いを請求します。

なお、その受領の権限を下記の事業者に委任します。

補聴器価格(基準額) ※差額自己負担等、補聴器購入費等の対象とならないものは除く。	円
利用者負担額	円
補聴器購入費等請求額	円

年 月 日

請求者兼委任者 住 所 _____
(対象児の保護者) 氏 名 _____ (印) (捨印)

上記の受領の権限を受任しました。

なお、支払いについては、登録の口座に振り込んでください。

年 月 日

住 所 _____
受 任 者 名 称 _____
(事業者) 代表者 _____
氏 名 _____ (印) (捨印)

様式第8号(第12条関係)

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成台帳

支給 番号	氏名	生年月日	住所	申請 受理	交付 決定	却下 取下	請求 受理	補聴器の種類	台数	基準額	自己負担額	公費負担額	交付 修理

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

様式第 6 号 (第 8 条関係)

様式第 7 号 (第 8 条関係)

様式第 8 号 (第 1 2 条関係)